

平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的に統計法に基づく基幹統計調査として実施しています。対象となる事業所は製造業で、6月1日現在で、調査を実施します。5月から6月にかけて調査員が

訪問しますので、調査のご協力とご回答をよろしくお願いいたします。なお、調査票の回答には簡単・安心なインターネットでの回答が便利です。詳しくは、今後配布される調査書類にてご確認ください。

問 町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901

あきた結婚支援センター・出張センターを開設します

会員登録手続きのほか、お相手検索や結婚に関する相談にも応じます。ぜひご利用ください。

日時 ● 4月24日(火) 午前11時～午後4時
会場 ● 美郷町住民活動センター 研修室1

利用方法 ● 利用を希望される場合は、開設日の2日前までに電話でご予約ください。予約なしでの利用はできませんのでご注意ください。

予約 あきた結婚支援センター(中央センター) ☎018(874)9471

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

住民生活課

美郷をもっときれいにし隊

「水辺環境クリーンアップ作戦」の参加者を募集しています

水環境の保全を目的に、出川河川敷の清掃活動を行います。たくさんの皆さまのご参加をお願いします。

日時 ● 4月15日(日) ※小雨決行
午前6時45分 総合体育館!リオス駐車場集合
午前7時 作業開始(2時間程度)

清掃区域 ● 出川(仙南地区)

申込 ● 不要

持ち物 ● 動きやすくぬれてもよい服装、長靴、帽子、雨具、タオル

※飲み物、軍手、ゴミ袋は町で用意します。

その他 ● 大雨や雪解けの進み具合によっては開催を中止する場合があります。開催の有無を確認する場合は、当日の午前6時～午前6時45分までに下記へお問い合わせください。

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

がん患者用補正具購入費用を助成します

がんになっても、これまでどおり安心して暮らし続けられる社会を構築するため、がん患者の治療と就業の両立、療養生活の質の向上に向け、がん治療に伴う外見の悩みに対して支援することを目的として、がん患者用補正具(頭髪補正具・乳房補正具)の購入費用の全部または一部を助成します。

対象者 ● 次のすべてに該当する方

- ① がんと診断され、治療を行っていること
- ② 治療に伴う脱毛や乳房切除等により、就労や社会参加等に支障があること
- ③ 助成申請の1年以上前から美郷町の住民であること

補助額 ● 次の補正具を対象とします

- ① 頭髪補正具(医療用ウィッグ)
対象者1人につき上限額2万円
- ② 乳房補正具 ※平成30年度から追加
対象者1人につき 片側：上限額1万円
両側：上限額2万円

補正具の助成事業については、町の事業とは別に秋田県においても実施しています。詳細については、町のホームページをご覧ください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

国民健康保険への届け出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

必要書類

国民健康保険に加入するとき

- 社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- 加入する方の個人番号が分かる書類(マイナンバー通知カード等)
- 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- 認め印

国民健康保険を脱退するとき

- 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- 国民健康保険被保険者証
- 脱退する方の個人番号が分かる書類(マイナンバー通知カード等)
- 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- 認め印

■加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使った場合、町が負担した分の医療費を返していただくことになります。

■そのほかの注意点

- ・ お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ・ 職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

～医療費通知についてのお知らせ～

現在、美郷町の国民健康保険の被保険者に対して年6回の医療費通知を送送していますが、確定申告の医療費控除には対応していませんのでご注意ください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します。

■支給額(平成30年4月分より)

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 42,500円
一部支給	月額 10,030円～42,490円

※ただし、事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- ・ 婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
 - ・ 対象児童を養育しなくなったとき
 - ・ 対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、すみやかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
- ※偽りその他不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額(平成30年4月分より)

等級	支給額
1級	月額 51,700円
2級	月額 34,430円

■手当を受ける資格が無くなる主な場合

- ・ 対象児童が施設に入所することになったとき
 - ・ 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
 - ・ 対象児童が障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
 - ・ 受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
 - ・ 対象児童や受給者が死亡したとき
- ※ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給しません。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907